

交野ブランド認定の申請 Q&A

Q 交野ブランド認定制度はどのようにして作られましたか？

A 本市では、市民、事業者、経済団体及び市が連携・協力し、賑わいあふれる交野を目指すため、交野市産業振興基本条例に基づき、平成26年3月に交野市産業振興基本計画を策定し、その取組内容の一つとして、「交野ブランドの創出」を位置付けています。

平成26年8月から市内の経済団体、市民活動団体、行政等で構成される交野市産業振興基本計画推進会議及び交野ブランド検討会にて、ブランドコンセプト、名称、認定マーク、認定基準、審査機関等、各種検討を行った結果を踏まえ、交野ブランド認定制度として実施するものです。

Q 随時申込できるのでしょうか？

A 募集は随時しておりますが、認定は原則年2回とし、11月末までに申し込まれたものは3月認定、5月末までに申し込まれたものは9月認定を目安とします。ただし、審査に時間がかかった場合は、認定が遅くなる場合があります
持参される場合は、開庁している平日9時～17時30分のみ受付となります。

Q 個人でも申請できますか？

A 交野市内に住んでいる個人事業主か、市内に本店または事業拠点を有する法人が申請できます。

ただし、市内で創業を予定している人、団体であっても法人化を旨としない場合は、申請できる場合があります。

Q 認定対象の「食品」とはどのようなものを想定していますか？

A 以下のようなものを想定しています。

| | |
|-------|---|
| 加工食品 | みそ、しょうゆ、調味料、漬物、果実・野菜等の加工品、缶詰・ビン詰・レトルト類、弁当、麺類 など |
| 菓子 | まんじゅう、だんご、和菓子、餅菓子、パン、ケーキ、クッキー、アイスクリーム など |
| 酒類 | 清酒、ワイン など |
| 飲料 | 果汁飲料、茶、ハーブティー など |
| 調理加工品 | 店頭で調理し飲食するために提供するもの |

Q 審査はどのように行われますか？

A 申請書類は、交野市で簡易チェックを行ったのち、交野市産業振興基本計画推進会議にて、申請内容の調査・検証を行います。調査・検証では、必要に応じて、有識者の意見聴取や商品に関する質問、試食、調理現場の確認等を行います。試食時は、商品をご提供いただきますよう、お願いします。また、調査・検証を行うに際して、その場に参加して、商品の説明やPRを行うことも可能です。

調査・検証結果をもとに、交野市は、交野市産業振興対策審議会に諮問し、承認された商品をブランド認定品として市長が決定します。

Q 認定基準 地域性「ア 事業場所」について、起業して商品を販売する予定ですが、まだ事業拠点が決まっていない場合、申請できますか？

A 事業拠点が仮決定した段階で、ブランド認定を申請してください。

Q 認定基準 地域性「ア 事業場所」について、市内で製造、加工及び販売のいずれもできない場合とは、どのような場合を想定していますか？

A 以下のような場合を想定しています。

【製造・加工ができない理由】

- ・市内で製造や加工が可能な業者がない、または可能であっても品質や生産量の確保ができる業者がないため、やむを得ず市外業者に委託加工する場合
- ・許認可により、市内では製造・加工ができない場合 など

【販売ができない理由】

- ・市内での販売はできないが、他の認定基準を大きく満たしており、本市のプラスの都市イメージを市外に向け発信する商品である場合
- ・市内での販売は行っていないが、現在、交野市内での販路開拓を積極的に行っている、または、ブランド認定後を契機に、交野市内で販路開拓を行う予定であり、その実現性が高いと判断される場合 など

Q 認定基準 地域性「イ 交野らしさ」について、交野ならではの資源に根ざしたものは、具体的にどのようなものを想定していますか？

A 以下のようなものを想定しています。

- ・商品名や包装のデザイン、商品企画、原材料、製造方法などが交野にまつわる商品であるもの
- ・交野が連想される取組やエピソードがあるもの
- ・交野の風土・自然・歴史・伝統・生活から培われてきたものであるもの など

Q 認定基準 独自性「イ 認知度・継続性」について、新規商品を認定申請する場合はどうなりますか？

A 新規商品の場合、申請調書にその旨をご記載ください。

Q 認定基準 信頼性「ア 安全・安心」について、事業者として当然、法令を順守し、安全と安心へ配慮しています。全ての法令を記載しなければなりませんか？

A 当然の法令順守や配慮については、申請調書で「はい」の記載があれば良く、特にアピールしたい内容がある場合に、その内容をご記載ください。また、申請書の誓約事項もご確認ください。